

令和3年度 県立神奈川総合高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立神奈川総合高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

1 実施責任者

神奈川県立神奈川総合高等学校の不祥事ゼロプログラムの責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長、副校長、教頭、事務長を補佐する。

2 目標及び行動計画資料

取組課題（基本目標）	目 標	行 動 計 画
1 法令遵守意識の向上 【必須事項】	勤務時間外や職場外においても教育公務員として自覚し、社会人としての公衆マナーやモラルを踏まえた言動をとる。	「不祥事防止職員啓発資料」や所属長の注意喚起、報道機関の記事等を活用して、事故防止研修会を含め、月に1回以上、服務規律に係る意識啓発を行う（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）。
2 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止 【必須事項】	誰もが安心して勤務できる働きやすい環境づくりをめざす。	「不祥事防止職員啓発資料」等を用いて管理職が研修会を実施するとともに、職員一人ひとりの当事者意識を高める。 必要に応じて管理職が職員と面談を行い、風通しの良い職場環境づくりを通して職場のハラスメントを未然に防止する。
3 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止 【必須事項】	スマートフォン等の不適切な使用を未然に防止するとともに、スクールセクハラの根絶に取り組む。	生徒のメールアドレスや電話番号等の個人情報を私的に保有しないことを原則とする。業務上必要が生じる場合には、保護者の承諾と校長への届け出をした上で、職員に目的外の使用をしない、漏洩や紛失しないという自覚を持たせる。 セクハラ・わいせつ行為の事例を通して当事者意識を高め、人権に配慮した対応の徹底を図る。
4 体罰、不適切な指導の防止 【必須事項】	生徒の人権を尊重し、真摯な態度で丁寧な指導に当たる。	体罰や暴言など生徒の人権侵害に係る事例を通して当事者意識を持ち、平素より丁寧な指導に当たる。 「校内人権窓口」の生徒への周知を図るとともに、担当職員を中心に生徒が相談しやすい体制づくりをめざす。
5 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止 【必須事項】	前期および後期の入学者選抜における事故・不祥事を防止する。	前期・後期それぞれのマニュアルを全職員が理解するとともに、会議や研修会等において情報共有を行い、公正で適正な選抜業務を遂行する。実施にあたっては、複数による確認を徹底する。 全職員が選抜業務に係る採点誤りの事故を教訓に、当事者意識を持ちながら業務を遂行するとともに、危機意識の共有を図り事故防止に向けてマニュアル等の見直しを図る。
	様々な業務執行に際して、職員の当事者意識を高め、システムの適正化を図り、事故を未然に防止する。	テスト問題の作成及び成績処理、調査書等の進路関係書類の作成・発行に際して、複数人での点検体制の徹底により事故防止を図る。 定期試験の実施や調査書及び推薦書等の作成にあたり、マニュアルの点検を行うとともに、適切な時期に研修会等を実施し職員への情報共有の徹底を図る。
6 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	個人情報等を適正に管理し、情報の漏洩や流出を未然に防止する。	「神奈川県個人情報保護条例」等に基づいた個人情報の収集・登録・管理・破棄の徹底を図るとともに、個人情報を含む電子データまたは文書については、暗号化サーバーまたは鍵のかかるロッカー等への保管を徹底し、個人情報の漏洩、滅失の防止を図る。 個人情報の取扱いに関する事故防止研修を実施すると共に、日常的に点検及びチェックを行い事故防止に努める。
7 会計事務等の適正執行	私費会計の適切な執行により、事故を未然に防止する。	私費会計基準に則った私費の執行方法に関する研修会を実施し、私費会計の適正執行の徹底を図る。 合宿や部活動費等の各私費会計については、適正な執行が行われているか出納簿等により確認を行う。

3 令和3年度 県立神奈川総合高等学校 不祥事ゼロプログラム研修スケジュール

回	月	課題	行動計画	行動計画内容
1	4	取組課題3、6	個人情報の取り扱いについての研修会	年度当初、管理職による注意喚起をねらいとした研修会
2	5	取組課題7	私費会計基準に則った私費の執行方法及び文書作成、文書管理についての研修会	会計全般の注意点について管理職による研修会
3	6	取組課題5	定期試験・成績処理の事故防止についての研修会	定期試験・成績処理業務における事故を防止するため、カリキュラム管理グループによる研修会
4	6	取組課題2	パワハラ、セクハラ、マタハラ等の防止についての研修会	働きやすい環境づくりに向けた管理職による研修会
5	7	取組課題5	入学者選抜作業の事故防止に係る研修会	後期入学者選抜業務の事故防止に係る入学者選抜PTによる研修会
6	8	取組課題4	体罰、不適切な指導の防止についての研修会	啓発資料を用いての活動支援グループによる研修会
7	9	取組課題6	個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティについての研修会	個人情報等の管理について、学校運営グループ情報担当による研修会
8	10	取組課題5	進路関係の書類の適正な作成及び管理についての研修会	推薦入試等に向けて進路支援グループによる研修会
9	10	取組課題7	適切な私費会計の取扱いについての研修会	学校運営グループによる適切な会計処理のための研修会
10	11	取組課題1	飲酒運転の根絶に向けての研修会	冬季休業を前に、公務外非行の防止も含めた管理職による研修会
11	12	取組課題5	入学者選抜業務に係る研修会	前期入学者選抜業務に係る事故防止についての入学者選抜PTによる研修会
12	1	取組課題5	入学者選抜業務に係る研修会	前期入学者選抜業務に係る事故防止についての入学者選抜PTによる研修会
13	1	取組課題1	服務規律の遵守についての研修会	勤務時間や休暇等の服務について、啓発資料を用いての管理職による研修会
14	2	取組課題1	コンプライアンス意識の醸成についての研修会	教育公務員としての自覚など、啓発資料を用いての管理職による研修会
15	3	取組課題2	職場のハラスメントの防止（セクハラ、マタハラ等）	働きやすい環境づくりに向けた管理職による研修会
16	3	取組課題全般	最終検証・全体評価	事故防止会議で今年度の研修について検証、来年度の課題の明確化

4 検証及び評価

(1) 第一次検証及び評価

2に規定する行動計画について、令和3年10月末までの実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。未実施があった場合は、令和3年11月中旬に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。第一次検証及び評価の実施時期は、令和3年11月中とする。

(2) 第二次検証及び評価

2に規定する行動計画について、令和4年3月初旬までの実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。未実施があった場合は、令和4年2月中旬に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。第二次検証及び評価の実施時期は、令和4年2月中とする。

(3) 最終検証及び評価

第二次検証及び評価に基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。

2に規定する行動計画及び第一次・第二次検証及び評価に基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、最終検証を行うとともに、全体評価を行う。最終検証及び全体評価の実施時期は、令和4年3月中旬とする。

(4) プログラム実施の総括

最終検証及び全体評価を踏まえ、令和3年度不祥事ゼロプログラムの総括を行う。

(5) 次年度計画の策定

令和3年度不祥事ゼロプログラムの総括をもとに、令和4年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果 不祥事ゼロ検証結果をホームページに掲載することによって県への報告に代える。

6 事務局 プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。